

1. 組織名

日本司法書士会連合会

2. 提出意見①

該当する交渉分野

10. 越境サービス(2)専門職の相互承認

意見

【提出意見①】

「TPPに関するQ&A」において、特に医師や看護師などの専門資格者について、「米国の政府関係者は、TPP交渉で…他国の専門資格を承認することを求めることはない」と記載されている。法律専門資格者もこれに含まれるのか不明であり、例え含むとしても、同Q&Aの冒頭の「注意」で記載されているとおり、現時点で把握されている情報に基づいていることから、将来、弁護士等の法律資格制度についての相互承認が対象となることもありうる。そこで、法律資格制度の相互承認が交渉の対象となることを想定して意見を述べる。

我が国は弁護士以外に、複数の法律専門資格者制度があり、他のTPP交渉参加国の弁護士に相当する職務を行っている。従って、仮に弁護士職の相互承認がなされた場合は、日本独自の法律専門資格者制度に大きな影響を生じ、場合によっては、これらの制度が崩壊してしまうおそれがある。

日本の法律専門職能のうち、特に司法書士は、他のTPP交渉参加国に同種の資格が見当たらない専門職である。日本の司法書士は、例えば米国の弁護士と異なり、不動産登記分野においては中立の第三者として公的な認証業務を行っていることがほとんどである。それは、ラテン系公証人の業務と同一であり、米国の弁護士のなし得ないところである。また、日本では、整備された登記制度があるので、我が国における不動産取引には、米国のような保険会社やエスクローが関与する必然性はない。よって、資格者の相互承認は、ネガティブリストに加えるべきと考える。

なお、万一相互承認の交渉が行われることになったときには、日本弁護士連合会のみならず日本司法書士会連合会をはじめとする、法律専門職能団体との十分な協議を行うべきである。

【参考】TPP交渉における交渉分野

物品市場アクセス	原産地規則	貿易円滑化	SPS(衛生植物検疫)	TBT(貿易の技術的障壁)	貿易救済	政府調達
知的財産	競争政策	越境サービス	商用関係者の移動	金融サービス	電気通信サービス	電子商取引
投資	環境	労働	制度的事項(法律的事項)	紛争解決	協力	分野横断的事項